

## 第4章 施策の展開

### 1. 施策の基本方向と主な事業

#### (1) 情報提供・相談体制の整備

ひとり親家庭等は、子どもの養育の問題、法的手続き、経済的な問題等、様々な不安や心配ごとを抱えています。そこで、ひとり親家庭等の個々の問題を解決するため、身近なところで相談や情報が得られるよう、また、必要に応じて各関係機関へつなぐことができる相談体制・情報提供の充実を図ります。また、養育費を確保できていない人が多い現状をふまえ、養育費確保に向けての啓発や情報提供・相談支援を行います。

##### ① 情報提供の充実

ひとり親家庭等に関する制度や施策を周知し利用を促進するため、「広報紙やチラシ等を活用した情報提供」、「ホームページを活用した情報提供」により、必要な情報を様々な機会を通じて提供していきます。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
広報紙やリーフレット等を活用した情報提供	子ども支援課	ひとり親家庭等に関する支援制度、サービス等を必要な時に受けることができるよう、広報紙への掲載や、多様な媒体を活用し、各種制度・窓口等を情報提供する。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭
ホームページを活用した情報提供	子ども支援課	各種制度やサービス、窓口等をホームページで情報提供する。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭

##### ② 相談体制の整備

母子家庭や寡婦家庭が暮らしの中で抱えている様々な不安や心配ごとを解消するため、「母子自立支援員による相談」、「市の女性相談」、「大阪府の女性相談センターの相談」による相談支援を行い、必要に応じて関係機関の支援につなぎます。また、相談支援体制の充実を図るため、方法や時間の工夫、人員体制の強化、関係機関との連携強化を進めていきます。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
母子自立支援員による相談	子ども支援課	母子相談（離婚前・離婚後）を実施する。 電話相談及び面接相談	母子家庭 寡婦家庭 など
市の女性相談	男女協働参画課	暮らしのなかの様々な不安や心配ごと（家族や職場の人間関係、夫からのDV、離婚後の生き方の不安等）を抱えていたり、自分らしい生き方を求めて悩んでいる女性のための相談を実施する。	母子家庭 寡婦家庭 など

大阪府の女性相談センターの相談	大阪府女性相談センター	女性が家庭や職場等様々な場面で抱える悩み（夫婦、家庭内のもめごと、夫の暴力、性の問題等）やトラブル（家に帰れない事情がある、テレクラや風俗産業で働くのをやめたい、売春を強要される等）の相談に応じる。	母子家庭 寡婦家庭 など
-----------------	-------------	---	--------------------

### ③ 養育費確保のための支援

子どもを養育しているにも関わらず、養育費の取り決めをしていなかったり、取り決めをしていても支払いが行われていない等、その確保が必ずしもできていない状況が多く見られます。養育費は子どもの健やかな成長にとって重要であることを啓発するとともに、その確保ができるよう養育費に関する情報提供・相談体制の整備を行います。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
養育費確保に関する啓発の推進	子ども支援課	養育費の制度や公的文書による取り決め方法等について、様々な機会に啓発を行う。	母子家庭 父子家庭
無料法律相談	市民サービス政策課	養育費の取り決めやその確保にあたっては、弁護士による法律相談等の専門相談を無料で実施する。	母子家庭 父子家庭 など

## (2) 就業による自立に向けた支援

ひとり親家庭等においては、子育て等と両立させながら就職先を見つけ、就業を続けていく大変な困難が伴います。このため、それぞれの状況に応じてきめ細やかな就業支援ができるよう、母子自立支援員をはじめとする相談機能の強化や支援体制の整備を図り、安定した就業の確保に努めます。

### ① 就業支援

ひとり親家庭等が就業により自立することができるよう、ニーズや状況をふまえた就業相談や職業紹介を実施します。事業の実施にあたっては、公共職業安定所（ハローワーク）と連携しながらきめ細やかで継続的な支援に努めます。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
母子自立支援プログラム策定事業	子ども支援課	児童扶養手当受給者の就業と自立を支援するため、母子自立支援員が個々の状況に応じた自立・就業支援のためのプログラムを策定し、公共職業安定所等の関係機関との連携により就業支援の推進を図る。	母子家庭

地域就労支援事業の推進	商工観光課	働く意欲・就業希望がありながら、雇用・就業を妨げる様々な阻害要因を抱える就職困難者に対して、相談者に応じた就労支援を行い、雇用・就労につなげる。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など
生活保護受給者等就労支援事業	生活福祉課	生活保護受給者の自立を支援するため、公共職業安定所と福祉事務所のコーディネーターにより本人の希望、能力、適正等を勘案し、選定された就労支援を実施する。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など
無料職業紹介所	母子家庭等就業・自立支援センター	専門的な知識のある相談員により、就業相談から就職情報の提供、就業支援講習会の開催等、母子家庭及び寡婦家庭への一貫した就業支援サービスの提供を行う。	母子家庭 寡婦家庭

## ② 就業に向けた能力開発に対する支援

ひとり親家庭等が就業に必要な技能や知識を習得することができるよう、講座を開催するとともに、状況に応じて内容の充実を図ります。また、資格取得に取り組む母子家庭の母に対する受講経費や生活費の支援として、「自立支援教育訓練給付事業」、「高等技能訓練促進費事業」を実施します。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
就職能力開発講座等の実施	商工観光課	就職困難者等を対象に、就職支援パソコン講座、キャリア形成講座等を実施する。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など
自立支援教育訓練給付事業	子ども支援課	児童扶養手当を受けている方、または本人所得が児童扶養手当を受給できる水準である母子家庭の母が、自立促進に有効な資格取得講座を受給する場合、1年分を限度にその費用の一部を受講終了後に支給する。	母子家庭
高等技能訓練促進費事業	子ども支援課	児童扶養手当を受けている方、または本人所得が児童扶養手当を受給できる水準である母子家庭の母が、受講年限が2年以上の養成機関で受講し、資格取得が見込まれる方に受講期間のうち一定期間について高等技能促進費を支給する。	母子家庭

### ③ 労働環境の整備

ひとり親家庭等の親の就業機会が確保されるよう、育児休業制度の充実や働き方の見直しに関して事業主等に啓発する際に、「ひとり親家庭等の親の雇用についての働きかけ」を行います。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
ひとり親家庭等の親の雇用についての働きかけ	商工観光課	市内の事業所が加入する箕面企業人権啓発推進員協議会を通じて事業主に啓発している。	市内の事業主

## (3) 子育て支援、生活支援

ひとり親家庭は、子育てと生計をひとりの親が担うため、その両立が重要な課題となります。そこで、子育てと就業や就業のための訓練を両立することができるよう、子育てと生活面での支援を行います。

### ① 子育て支援

ひとり親家庭の親が、生計を支える就業やその準備に安心して取り組むことができるよう、「保育所の優先入所」として、ひとり親家庭の状況に応じて子どもの優先的な利用を促進します。そのほか、親の多様な就労形態に対応するため「多様な保育の実施」、地域における子育ての相互援助として、「ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。また、家庭での養育が一時的に困難になった場合には、「子育て短期支援事業」による預かりを実施します。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
保育所の優先入所	幼児育成課	保育所の入所については、箕面市保育の実施に関する要綱において、ひとり親家庭の入所が比較的容易になるよう、保育の実施基準指数を策定し、優先的な利用を促進する。	母子家庭 父子家庭
学童保育実施事業	子ども支援課	保護者が共働き等の理由により、放課後家庭において保護者の監護が受けられない子ども及び支援の必要な子どもを対象に学童保育を実施する。 対象：市内の小学校1年生から3年生まで（ただし、支援の必要な子どもは6年生まで）	母子家庭 父子家庭 など
多様な保育の実施	幼児育成課	一時保育事業、病後児保育事業、延長保育事業、休日保育事業を実施する。	母子家庭 父子家庭 など
ファミリー・サポート・センター事業	子ども支援課	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人とがお互いに会員となり相互援助活動を行う。対象となる子ども：生後57日から小学校6年生まで	母子家庭 父子家庭 など

子育て短期支援事業	子ども支援課	保護者が、疾病、出産、看護、冠婚葬祭等社会的事由により、一時的に子どもを養育できない時や、仕事が夜間にわたる場合や休日に不在の場合で、子どもの生活や、家事等のことで困ったとき等に、一定期間子どもを児童福祉施設で養育する。	母子家庭 父子家庭 など
地域子育て支援センター事業	子ども支援課	子育て支援センターを拠点として、子育ての悩みや不安を持つ子育て家庭に対して、子育て相談や各種子育て支援事業を実施する。	母子家庭 父子家庭 など

## ② 生活支援

ひとり親家庭の日常生活に支障が生じた場合に、家事援助を行う「母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業」を実施し、ヘルパーの確保や利用要件の緩和により事業の充実に努めるとともに、事業の周知を行い、利用を促進します。また、居住の安定を図るため、「市営住宅入居事業」「府営住宅入居事業」により、公営住宅への優先的な入居を推進します。また、様々な事情のため、家庭で子どもの養育が十分にできなくなった場合には、母子生活支援施設への円滑な入所に努め、入所家庭の早期自立に向けた支援を行います。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業	子ども支援課	母子・父子家庭の自立を支援するため、仕事の都合や病気で家事・育児が困難な時にホームヘルパーを派遣する。（保育所送迎、食事の世話、幼児の世話、買物等） 対象家庭：児童扶養手当認定家庭もしくは同手当認定と同等の要件を満たす母子・父子家庭のうち、小学生までの児童を養育しており、ホームヘルパーの派遣を必要とする家庭	母子家庭 父子家庭
市営住宅入居事業	建築住宅課	市営住宅の入居募集では、母子家庭を対象に、当選倍率を優遇する。 募集期間：随時	母子家庭
府営住宅入居事業	建築住宅課 大阪府住宅供給公社	母子家庭を対象に、府営住宅の募集を行う。住宅の場所は市内とは限らない。 募集期間：総合募集年3回（5月、9月、1月のそれぞれ2週間程度）	母子家庭
母子生活支援施設入所事業	子ども支援課	配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で18歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分にできない場合に子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設への円滑な入所に努める。また、入所家庭の早期自立に向けた支援を行う。	母子家庭

## (4) 生活の安定を図る支援

世帯収入が少ないひとり親家庭等の生活の安定を図るため、給付事業や減免・貸付事業等を有効に利用できるよう支援を行います。

### ① 生活基盤を整えるための支援

母子家庭に対し「児童扶養手当給付事業」に関する情報提供に努め、適正な給付業務の実施を通じて自立の促進につなげていきます。また、手続きの際には、ひとり親家庭に関する制度や施設に関する情報提供を行います。そのほか、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため「ひとり親家庭等医療費助成実施事業」、就学支援として、「就学援助事業」による経済的支援を行います。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
子ども手当給付事業	子ども支援課	子ども手当制度に関する周知を図り、適正な支給業務を実施する。(平成22年4月以降、児童手当から子ども手当に変更)	母子家庭 父子家庭 など
児童扶養手当給付事業	子ども支援課	母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、適正な支給業務を実施する。 児童扶養手当現況届等あらゆる機会をとらえて生活に関する相談や情報提供を積極的に行い、適切な自立支援に努める。	母子家庭 父子家庭 (平成22年8月以降父子家庭も対象の予定)
ひとり親家庭等医療費助成実施事業	介護・福祉医療課	ひとり親家庭の児童と、その児童を監護する父、母又は養育者の保険診療にかかる医療費を助成することにより、経済的な負担を軽減し、親子の健康の保持増進と福祉の増進を図る。	母子家庭 父子家庭
就学援助事業	学校管理課	経済的な理由で、公立小・中学校への児童・生徒の就学が困難な世帯に対し、費用の一部を援助する。	母子家庭 父子家庭 など

## ② 各種減免・貸付事業

児童扶養手当の支給を受けている母子家庭の生活費を支援するため、「各種減免事業」を実施します。また、「母子寡婦福祉資金貸付事業」、「母子福祉小口資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」、「生活援護資金貸付事業」により、ひとり親家庭等に様々な用途に応じた資金の貸付を行います。貸付事業の実施にあたっては、制度の周知に努めるとともに、適正な貸付業務の推進を図ります。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
各種減免事業	お客様サービス課 子ども支援課 生活福祉課	上・下水道料金の減免、学童保育料の減免、JR 通勤定期券割引、万博記念公園内施設の入園料金の優遇措置を行う。	母子家庭 など
母子寡婦家庭福祉資金貸付事業	子ども支援課	母子家庭の母と寡婦家庭の母を対象に生活の安定と向上を目的とする母子寡婦家庭福祉資金貸付制度の周知に努め、貸付相談・受付を実施する。	母子家庭 寡婦家庭
母子福祉小口資金貸付事業	箕面市母子寡婦福祉会	母子家庭・寡婦家庭に、緊急に必要な資金を大阪府母子寡婦福祉会連合会を通じて貸付を行う。	母子家庭 寡婦家庭
箕面市奨学資金等貸付事業	学校管理課	保護者が市内に住んでいて、高校等の修学が経済的に困難な学生に学資等を貸与する。	母子家庭 父子家庭 など
大阪府育英会	財団法人大阪府育英会	向学に富みながら、経済的理由により修学が困難な方に奨学金及び入学資金を貸付ける。大阪府内に住所を有する方に限る。	母子家庭 父子家庭 など
日本学生支援機構	独立行政法人 日本学生支援機構	大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・大学院に在学している学生等、または高校を卒業または卒業予定で大学等へ進学を希望している学生等で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方に奨学金を貸与する。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など
生活福祉資金貸付事業	箕面市社会福祉協議会 地域福祉課	他から融資を受けることが困難な低所得者世帯等を対象に、安定した生活を送れるようにすることを目的に貸付を行う。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など
生活援護資金貸付事業	生活福祉課 生活保護担当	低所得の方に、生活を圧迫する臨時の支出に対し、つなぎ資金として一定額を限度に無利子で貸付ける。一定の所得があり貸付により自立更正の効果をあげると認められる世帯が対象。	母子家庭 父子家庭 寡婦家庭 など

## (5) 人権尊重の社会づくり

### ① 人権教育・啓発に関する施策の推進

ひとり親家庭等が生活を送る上で、不当な差別や偏見により人権を侵害されることなく、すべての人がその個性や、意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会、また、人権を尊重するまちづくりをめざし、人権教育・人権啓発活動の推進を図ります。

事業名	所管部署	事業内容	事業の対象
人権教育・啓発の推進	人権国際課 人権教育課 子ども支援課	ひとり親家庭等も含めて多様な家族形態、生活形態があることが市民一人ひとりに理解され、尊重されるよう、広報、情報誌等を通じて市民意識の啓発に努めるとともに、家庭、地域、学校等を通じて、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育、人権啓発を推進する。	市民
男女協働参画社会の推進	男女協働参画課	男女がともに責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮できる男女協働参画社会の実現のための啓発を促進する。	市民





第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画  
平成22年（2010年）3月

発行：箕面市教育委員会 子ども部 子ども政策課

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

TEL：072（723）2121（代表） FAX：072（721）9907

再生紙を使用しています

印刷物番号
-------

21-55
-------